

伊丹市介護度改善インセンティブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市介護保険の被保険者の自立支援や重度化防止に資する質の高い介護サービスを提供する市内の介護サービス事業所に対し、予算の範囲内において、報奨金を交付することにより、その取組を評価し、表彰することで、当該事業所職員の意欲向上を図るとともに、更に質の高いサービス提供が継続して行われることを促進し、もって高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指すことを目的とする介護度改善インセンティブ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の意義の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、市内に所在する居宅サービス事業又は地域密着型サービス事業を行う事業所について、次に掲げる事業所の区分ごとに当該事業所により行われる指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスを利用する被保険者（以下「利用者」という。）の日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況を評価し、優良と認められる事業所を表彰し、報奨金を交付するものとする。

- (1) リハビリ型事業所（主として身体機能の向上を目的としたサービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）
- (2) 一般型事業所（健康チェック、レクリエーション等のサービスを総合的に提供する事業所をいう。以下同じ。）

2 市長は、本事業を効果的に実施するため必要と認めるときは、日常生活動作に関する指標の維持・改善の状況が特に優秀と認められる利用者を表彰することができる。

(対象事業所)

第4条 本事業の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）

は、市内で指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業を行う事業所のうち、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生労働省告示第19号）又は指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に規定する個別機能訓練加算（I）イ又は個別機能訓練加算（I）ロを算定し、及び科学的介護推進体制加算の届出を行う方法により事業所の体制を整備していること。
- (2) 本事業に参加することについて、伊丹市介護度改善インセンティブ事業参加同意書（様式第1号）により次条で定める評価対象利用者の同意を得ていること。
- (3) 次条で定める評価対象利用者の数が、当該事業所における当該年度の4月1日の利用者（次条第1号及び第2号に該当する者に限る。）の総数（以下「利用者総数」という。）のうちに占める割合が50パーセント以上であること。
- (4) 法人の市民税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ本市の市民税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業所としない。

- (1) 介護保険法の規定に基づき、当該事業所が現に受けている指定の期間（以下「現在の指定期間」という。）において、改善勧告を受け、適切に対応しなかった場合
- (2) 現在の指定期間において、改善命令又は指定の効力停止等の行政処分を受けた場合
- (3) 対象事業所が伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合
- (4) 本事業に係る対象事業所の長が伊丹市暴力団排除条例第2条

第2号に規定する暴力団員である場合

(評価対象利用者)

第5条 本事業の評価の対象となる利用者(以下「評価対象利用者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象事業所が本事業の申込みをする日において、本市より要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けていること。
- (2) 本事業の評価対象となる年度の4月1日において、対象事業所の提供するサービスを前年度を通じて週に1回以上継続して利用していること。
- (3) 本事業の参加について同意していること。

(参加の申込み)

第6条 対象事業所は、本事業に参加をしようとするときは、伊丹市介護度改善インセンティブ事業参加申込書(様式第2号。以下「参加申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 評価対象利用者から受領した伊丹市介護度改善インセンティブ事業参加同意書
- (2) 対象者割合確認表(様式第3号)
- (3) 法人の市民税に係る市長に対する申告の義務を有する場合にあっては、法人の市民税の納税証明書(本条の規定による申込みを行う年度の前年度のもの)

(参加決定)

第7条 市長は、前条の参加申込書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、参加の可否を決定し、伊丹市介護度改善インセンティブ事業参加可否決定通知書(様式第4号)により、前条の規定により申込みを行った者に対して通知するものとする。

(研修)

第8条 本事業の参加の決定を受けた者(以下「参加事業所」という。)は、次条で定めるADL評価の実施の前に、市の指定する評価方法に関する研修を受講しなければならない。

2 参加事業所は、伊丹市介護度改善インセンティブ事業に係る A D L 評価研修動画視聴完了報告書（様式第 5 号）を市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

（ A D L 評価の実施）

第 9 条 参加事業所は、評価対象利用者に対し、個別機能訓練加算の算定において利用する生活機能チェックシートによる日常生活動作の評価（以下「 A D L 評価」という。）を行うものとし、その回数は、評価対象利用者ごとに、市長が別に定める本事業の対象となる期間（以下「評価期間」という。）内に 2 回とする。

2 1 回目の A D L 評価は、第 7 条の規定による通知をした日の属する月の翌月末日までに実施し、伊丹市介護度改善インセンティブ事業事前状況評価報告書（様式第 6 号。以下「事前状況評価報告書」という。）に評価対象利用者ごとの評価結果を記録しなければならない。

3 2 回目の A D L 評価は、1 回目の A D L 評価の実施日から 5 箇月を経過した日以降であって、当該経過した日の属する月の翌月末日又は当該年度の 1 月末日のいずれか早い日までに実施しなければならない。

4 参加事業所は、前 3 項による A D L 評価を実施したときは、評価対象利用者ごとの改善状況について、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める評価を行い、伊丹市介護度改善インセンティブ事業改善状況評価報告書（様式第 7 号。以下「改善状況評価報告書」という。）に記録しなければならない。

(1) 評価対象利用者の 2 回目に行った A D L 評価の得点から 1 回目に行った A D L 評価の得点を控除して得た値（以下「 A D L 利得」という。）が 0 より大きい 改善

(2) A D L 利得が 0 である 維持

(3) A D L 利得が 0 未満である 悪化

5 前 3 項の規定にかかわらず、評価対象利用者が次に掲げる事由に該当するときは、それぞれの A D L 評価の実施及びその記録を要

しない。この場合において、A D L 評価を実施しなかった理由を事前状況評価報告書及び改善状況評価報告書に記録しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 参加事業所に対してサービスの利用契約を解除したとき

(3) 入院等により連続して30日を超えるサービスの利用がないとき

6 参加事業所は、第2項の事前状況評価報告書にあつては市長が別に定める日までに、第4項の改善状況評価報告書にあつては次条の報告書と併せて、市長に提出しなければならない。

(事業所評価の実施)

第10条 参加事業所は、前条の評価が完了したときは、伊丹市介護度改善インセンティブ事業評価結果報告書(様式第8号。以下「評価結果報告書」という。)に改善状況評価報告書を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の評価結果報告書の提出があつたときは、次の算式により計算した改善割合により参加事業所を評価するものとする。

改善割合 = (第9条第4項の規定による評価において改善と評価された評価対象利用者の数 + 同評価において維持と評価された評価対象利用者の数 × 0.5) / 参加事業所における評価対象利用者の総数 × 100 (小数点以下第2位を四捨五入して得た数値とする。)

この式において、参加事業所における評価対象利用者の総数は、第6条の規定による参加の申込みをした際の評価対象利用者の数から第9条第5項各号に掲げる事由に該当する評価対象利用者の数を控除して得た数とする。

(表彰の基準等)

第11条 第3条第1項に規定する表彰の基準及び交付する報奨金の額は、同項各号に掲げる事業所の区分ごとに別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前条第2項の規定による評価の結果が前項の基準に合致すると認めるときは、表彰を行い、報奨金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、参加事業所が次の各号に掲げる事業所に該当する場合は、表彰及び報奨金の交付対象としない。

(1) 評価期間内において第4条第1項第1号に非該当となった事業所

(2) 当該年度の1月末日において第4条第2項各号のいずれかに該当する事業所

4 第3条第2項に規定する表彰の基準は、第3条第1項に掲げる事業所の区分ごとに、改善割合が高いものから5位までとする。ただし、改善割合が一致することにより同じ順位に該当する者が複数ある場合にあっては、当該利用者を同順位として表彰の対象とする。

5 市長は、表彰を決定したときは、伊丹市介護度改善インセンティブ事業報奨金交付決定通知書（様式第9号）により当該表彰の対象となったものに通知するものとする。

（報奨金の請求等）

第12条 前条第5項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた年度の末日までに伊丹市介護度改善インセンティブ事業報奨金交付請求書（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく交付決定者に報奨金を交付するものとする。

（表彰等の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を取り消し、又は既に交付した報奨金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により表彰を受けたとき。

(2) 第11条第3項に該当することが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により表彰を取り消した場合は、伊丹市介護度改善インセンティブ事業交付決定取消通知書（様式第11号）に

より交付決定者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により表彰を取り消され、伊丹市介護度改善インセンティブ事業交付決定取消通知書を受領した者は、市長の定める期日までに報奨金を市に返還しなければならない。

(報告又は調査)

第14条 市長は本事業の適正な運営に必要と認めるときは、参加事業所に対し報告及び本事業に関する書類の提出を求め、又は市職員に調査を行わせることができる。

(表彰対象者等に関する広報)

第15条 市長は、自立支援や重度化防止に資する介護サービスの質の向上に向けた取組の機運を醸成するため、第11条第2項の規定により表彰及び報奨金の交付を受けた事業所その他介護サービスの質の向上に向けた取組を行っていると思われる事業所について、広く市民に情報提供を行うよう努めるものとする。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事業所の区分	表彰の基準	交付する報奨金の額	表彰の種別
リハビリ型事業所	改善割合が最も高い事業所	50万円	第1位
	改善割合が2番目に高い事業所	30万円	第2位
	改善割合が3番目に高い事業所	10万円	第3位
	改善割合が上位3事業所に入らなかった事業所のうち、改善	5万円	努力賞

	割合が50%を超えた事業所		
一般型事業所	改善割合が最も高い事業所	30万円	第1位
	改善割合が2番目に高い事業所	10万円	第2位
	改善割合が3番目に高い事業所	5万円	第3位
	改善割合が上位3事業所に入らなかった事業所のうち、改善割合が50%を超えた事業所	3万円	努力賞

備 考

- 1 改善割合が一致することにより同じ表彰の種別に該当する事業所が複数ある場合にあつては、当該各事業所を表彰の対象とする。
- 2 1に該当する場合において、交付する報奨金の額は、その表彰の種別以下の該当する事業所数分までの報奨金総額を、同種別の事業所数で等分して支給するものとする。但し、支給額が努力賞の報奨金を下回る場合は努力賞の報奨金と同額とする。